

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成27年 1月16日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 岡田 直樹 主任監察監督官 本間 裕之 電話 03-3512-1612
--------	---

## 都内142企業が割増賃金22億円を遡及支払

### －監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成25年度）－

東京労働局（局長 西岸正人）では、管下18の労働基準監督署（支署）において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金支払が適正に行われていない企業に対する監督指導の結果、平成25年4月から平成26年3月までの1年間（平成25年度）に、遡及支払いがなされた金額が100万円以上になった142企業の状況について以下のとおり取りまとめました。

#### 《東京労働局における監督指導による平成25年度の割増賃金遡及支払概要》

- 対象企業数 142件（対前年度比 17件増）**  
対象企業数を業種別に見ると商業が51件と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）22件、製造業12件、接客娯楽業11件の順であり、これら業種で全体の7割弱を占める。
- 対象労働者数 29,665人（対前年度比 15,125人増）**  
対象労働者を業種別で見ると商業が14,601人と最も多く、次いで、接客娯楽業8,102人となっており、この2業種で全体の8割弱を占めている。
- 遡及金額 22億1,517万円（対前年度比 4億5,053万円増）**  
支払金額を業種別に見ると商業が10億532万円と最も多く、次いで、接客娯楽業5億4,480万円となっており、この2業種で全体の8割弱を占めている。

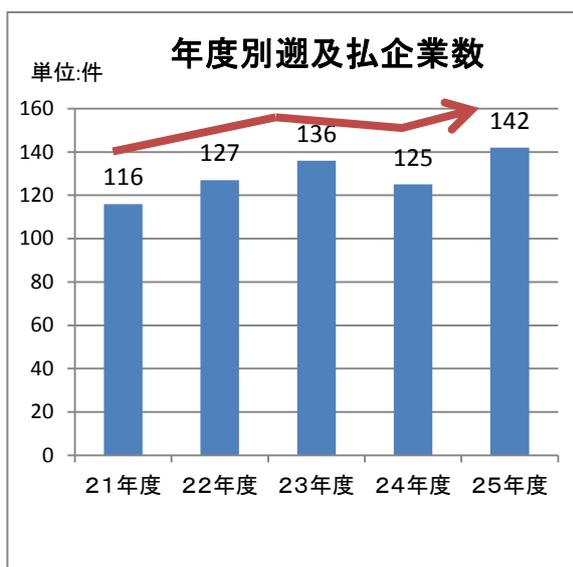
また、1企業あたりの支払金額は1,560万円、労働者1人の平均支払額は7万5千円であった。

この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進し、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止とともに、賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている。

平成25年度 東京労働局における割増賃金遡及払い取りまとめ結果

第1表 対象企業数、労働者数、支払金額

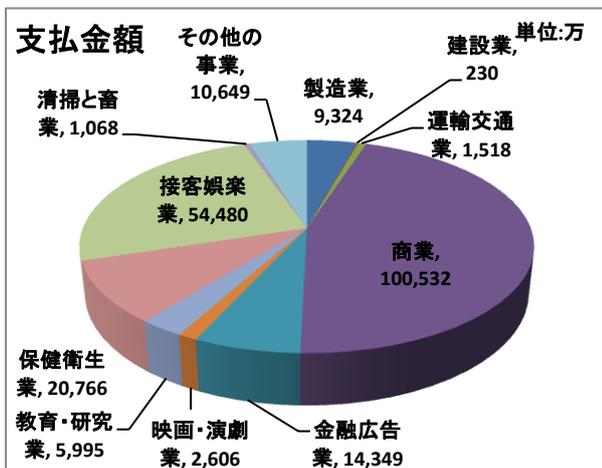
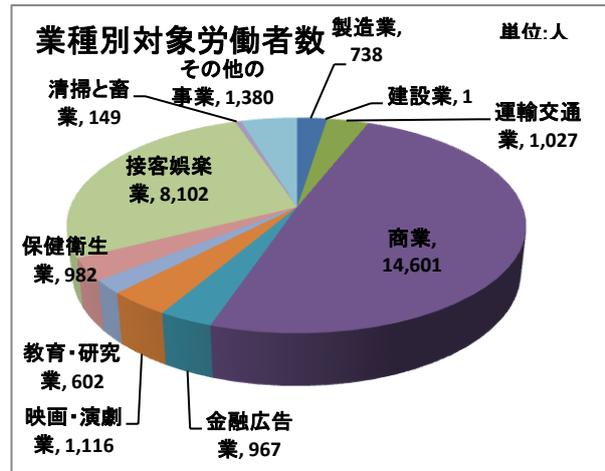
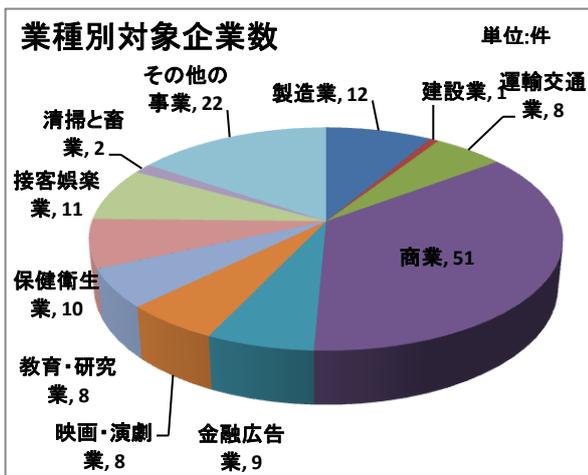
年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
21年度	116	19,679	301,863	15.3	2,602
22年度	127	9,524	220,290	23.1	1,735
23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,706
24年度	125	14,540	176,464	11.0	1,186
25年度	142	29,665	221,517	7.5	1,560



平成22年度以降、企業数、金額については横ばいで推移しているが、対象労働者数は平成25年度において大幅に増加した。  
 1企業での最高支払額は3億6,312万円、次いで1億7,850万円であり、これらを含めて支払金額が1,000万円を超えた事案は30件あった。

第2表 業種別の対象企業数、労働者数、支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
製造業	12	738	9,324	12.6	777.0
建設業	1	1	230	230.0	230.0
運輸交通業	8	1,027	1,518	1.5	189.8
商業	51	14,601	100,532	6.9	1,971.2
金融広告業	9	967	14,349	14.8	1,594.3
映画・演劇業	8	1,116	2,606	2.3	325.8
教育・研究業	8	602	5,995	10.0	749.4
保健衛生業	10	982	20,766	21.1	2,076.6
接客娯楽業	11	8,102	54,480	6.7	4,952.7
清掃と畜業	2	149	1,068	7.2	534.0
その他の事業	22	1,380	10,649	7.7	484.0
合計	142	29,665	221,517	7.5	1,560.0



業種別に見ると、商業が対象企業数(36%)、対象労働者数(49%)、支払金額(45%)のいずれにおいても最も多く、接客娯楽業が対象労働者数(27%)、支払金額(25%)で続いている。

# 1 企業で支払金額が1億円を超えた事例

## <事案1> 業種 接客・娯楽業

労働時間の把握は自己申告により行われていたが、IDカードで記録された在社時間と労働時間として把握されている時間の差の中に未把握の労働時間があり割増賃金の不払が発生したものの。

### 【監督署の指導内容】

労働時間はIDカードによる在社の確認と各自の自己申告により把握し、把握した時間に基づき割増賃金を支払っていたが、自己申告された労働時間と在社時間の記録に乖離が認められた。調査の結果、記録された在社時間と把握された労働時間の差の中に未把握の労働時間が認められ、労働時間が適正に把握・管理されていないことが判明したことから、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

### 【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、再発防止のため、自己申告により把握した労働時間と在社時間の記録に差異が生じないように労働組合と協力してチェックを行うとともに、差異がある労働者についての実態確認や店舗への指導を徹底することとした。

### 【遡及是正額、対象労働者数】

約3億6,000万円      約1200人

## <事案2> 業種 保健・衛生業

割増賃金の支払いは申請に基づき行っていたが、申請時間に上限が設けられ、上限を超えての申請が出来ない等により割増賃金の不払が発生したものの。

### 【監督署の指導内容】

労働時間はICカードにより始業・終業時刻を記録した上で、所定時間外労働はパソコンによる別途申請・承認により把握していたが、「残業時間の承認時間が月45時間に達すると申請出来ないシステムとなっている」、「所定休日労働の代休を取得させていない」など、労働時間が適正に把握・管理されていないことが判明したことから、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

### 【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、再発防止のため、月45時間を超える場合にも正しく申請・承認を行うこと、所定休日勤務を行った場合の取り扱いについて、社内通達で明確にするとともに、管理職に対して複数回の説明会を開催する等により徹底した。

### 【遡及是正額、対象労働者数】

約1億7,000万円      約400人

### ＜事案3＞ 業種 不動産管理業

始業・終業時刻の記録は勤怠管理システムにより行われていたが、割増賃金は別途時間外労働として申請・承認をうける必要があり、申請漏れによる割増賃金の不払が発生したものの。

#### 【監督署の指導内容】

労働時間はPCの勤怠管理システムにおいて始業・終業時に打刻し、時間外労働は別途申請し承認することにより把握していたが、申請されていない時間外労働、振替休日を取得させていない所定休日労働が認められ、労働時間が適正に把握・管理されていないことが判明したことから、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

#### 【是正方法】

過去に遡って、申請漏れの時間外労働、振替休日未取得分について割増賃金清算を行うとともに、再発防止のため、申請漏れの時間外労働については定期的に退社記録と退勤時刻の照合を行う等により申請漏れの防止対策を講じることとした。

#### 【遡及是正額、対象労働者数】

約1億6,000万円      約900人

### ＜事案4＞ 業種 小売業

割増賃金の単価計算に参入すべき手当を参入しておらず、また、労働時間として取り扱うべき研修時間を労働時間として取り扱っていなかったほか、時間外労働時間の申請漏れによる割増賃金の不払が発生したものの。

#### 【監督署の指導内容】

労働時間として取り扱うべき研修時間を労働時間として取り扱っておらず、また、割増賃金の単価計算に参入すべき手当を参入していなかったこと等から、割増賃金の支払いについて法違反を指摘し、過去の研修時間に係る実態調査、手当の再計算等により、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

#### 【是正方法】

過去に遡って割増賃金を清算するとともに、研修時間の取り扱い及び割増賃金単価計算を改めることとした。

#### 【遡及是正額、対象労働者数】

約1億3,000万円      約8,000人